

「阿賀野市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度) (案)」パブリックコメント実施要領

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、阿賀野市の笹神地区が過疎地域の指定を受けました。それに伴い、市では過疎地域の人口減少対策や地域の振興を図るための基本的な方針となる「阿賀野市過疎地域持続的発展計画」を策定します。

これに先立ち、阿賀野市パブリックコメント実施要綱に基づき、以下のとおり「阿賀野市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)(案)」を公表し、広く皆さんの意見を募集します。

■実施要領

1 意見を求める案件	「阿賀野市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)(案)」について
2 担当課・係	企画財政課 企画係
3 募集期間	令和3年6月28日(月)から令和3年7月28日(水)まで 【郵送の場合は当日消印有効】
4 公表資料	・阿賀野市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)(案)
5 資料の入手方法	(1) 市ホームページからのダウンロード (2) 企画財政課(市役所2階)、各支所(安田・京ヶ瀬・笹神)で配布 ※土曜・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで (3) 市立図書館(曾郷1028)で配布 ※休館日を除く午前9時30分～午後7時まで(土曜・日曜、祝日は午後5時まで)
6 提出方法	所定の意見書に、①意見、②住所、③氏名(団体等の場合は、所在地、名称、代表者名)、④電話番号、⑤意見提出者の区分を必ず記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。 所定の意見書は、資料の入手方法と同様の方法で入手できます。 (1) 窓口持参…企画財政課、各支所、市立図書館に持参してください。 (2) 郵送…〒959-2092(住所不要) 阿賀野市総務部企画財政課企画係宛て (3) FAX…0250-62-0281 (4) 電子メール…kikaku@city.agano.niigata.jp
7 意見の取り扱い	(1) 提出された意見は、阿賀野市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)策定の参考とします。 (2) 提出された意見については、原則として、市の考え方と併せて、後日、資料の入手方法と同様の方法で公表します。 (3) 意見提出者の住所、氏名、連絡先等個人情報は公表しません。 (4) 追加資料の作成や個別の回答は行いません。
8 問い合わせ	【企画財政課 企画係】 電話：0250-62-2510(内線2242) 電子メール：kikaku@city.agano.niigata.jp